

新宿区立幼稚園 2 号認定保護者のうち  
認可外保育施設等を利用されている皆様へ

新宿区教育委員会事務局  
学校運営課長 内野 桂子  
(公印省略)

### 施設等利用費の交付手続について

令和元年 10 月から始まった幼児教育・保育の無償化に基づき、幼稚園保護者の皆様に施設等利用費(令和 7 年 1 月分～令和 7 年 3 月分)の給付(無償化に対応した給付)について、下記のとおりご案内させていただきます。

#### 記

#### 1 請求手続について

##### (1) 請求書の提出について

##### 年に一度、請求書を提出する。

第 1 期及び第 2 期(令和 6 年 4 月～令和 6 年 12 月)のご案内の際に、既に請求書をご提出いただいている方については、今回の請求書の提出は不要です。

ただし、「領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書(認可外保育施設等)(第 4 号様式)」は、下記の支給対象期間ごとにご提出いただきます。

##### (2) 施設等利用費の支給回数・時期について

年 3 回支給	支給対象期間	第 1 期 (4～8 月分)	第 2 期 (9～12 月分)	第 3 期 (1～3 月分)
	支給月	10 月末	2 月末	5 月末

#### 2 今回、手続を行う必要がある方

今回、項番 3 で示した手続を行う必要がある方は、以下の(1)と(2)の両方に当てはまる方のみです。  
新宿区立幼稚園の預かり保育のみ利用している方は手続の必要はありません。

(1) 新宿区から施設等利用給付認定の 2 号認定を受けている園児保護者の方(ただし、認定期間に令和 7 年 1 月～令和 7 年 3 月が含まれている。)

(2) 新宿区立幼稚園の預かり保育以外に、認可外保育施設、一時保育、病児・病後児保育及びファミリーサポート事業のいずれかを利用した園児保護者の方

#### 3 施設等利用費の交付手続について

以下の手順に沿ってお手続きください。

必要書類の名称が分かりにくいいため、各書類は以下の通り略称を用いています。

- 施設等利用費交付請求書及び新宿区私立幼稚園等入園料・保育料補助金交付申請書兼口座振替依頼書(第 1 号様式) 請求書(第 1 号様式)
- 領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書(認可外保育施設等)(第 4 号様式) 提供証明書(第 4 号様式)

### 👍手順1 利用する施設に依頼

お子さんが利用されている、認可外保育、一時保育及び病児・病後児保育を提供している施設に「提供証明書(第4号様式)」の作成を依頼し、作成されたものを受け取ってください。「提供証明書(第4号様式)」の様式は、本通知に同封しています。

新宿区立保育園・子ども園の一時保育を利用した場合は、新宿区子ども家庭部保育課入園・認定係で証明書を発行しています。依頼方法等、ご不明な点がございましたら、新宿区子ども家庭部保育課入園・認定係(直通電話 03-5273-4527)までお問い合わせください。

### 👍手順2 保護者の方が作成 第1期中に未提出の場合

保護者の方が「請求書(第1号様式)」を作成してください。なお、作成に当たっては、「請求書(第1号様式)」【作成例】を、必ず確認してください。様式は下記の二次元コードからダウンロードおよび印刷してください。



新宿区立幼稚園に通園する方は、「施設等利用費(国の補助金)」のみが対象です。上記「請求書(第1号様式)」裏面の「請求・申請する補助金」は「施設等利用費(国の補助金)」のみチェック(☑)してください。

### 👍手順3 保護者の方が提出

「請求書(第1号様式)」(第1期及び第2期中に未提出の場合)及び「提供証明書(第4号様式)」を、令和7年4月18日(金)までに、ご郵送にて学校運営課幼稚園係(住所次頁参照)に提出してください。

また、第1期及び第2期中の提出が間に合わなかった提供証明書(第4号様式)がある場合、併せてご提出が可能です。

## 4 施設等利用費(令和7年1月分~令和7年3月分)の入金時期

令和7年5月末の入金を予定しています。

ただし、提出締切である令和7年4月18日を過ぎてから書類の提出があった場合、入金時期は6月以降にずれ込む場合があります。

## 5 施設等利用費の制度説明について

### (1) 幼稚園の保育料の無償化

新宿区立幼稚園の保育料は、令和元年10月から無料となっているため、特に必要な手続はありません。

### (2) 区立幼稚園の預かり保育利用料の無償化

保護者の就労などにより「保育の必要性の認定」(2号認定)を受けた園児保護者の方については、新宿区立幼稚園の預かり保育の利用料を令和元年10月から実質無償化しているため、特に必要な手続はありません。(預かり保育の利用料に対応した施設等利用費(無償化に対応した給付)は、新宿区教育委員会事務局学校運営課が、国や東京都から保護者の代理で受領することにより、区が保護者から預かり保育の利用料を徴収する事務を省略しています。)

### (3) 認可外保育施設等の利用についての無償化

「保育の必要性の認定」(2号認定)を受けた園児保護者の方は、認可外保育施設等の利用料も補助対象になります。この場合の補助金額は、無償化の月額上限額である1万1,300円から新宿区立幼稚園の預かり保育の月額利用料を差し引いた金額が、上限となります。

【問合せ・提出先】〒160-8484 新宿区歌舞伎町 1-5-1

新宿区教育委員会事務局学校運営課幼稚園係（区役所第一分庁舎 4 階 2 番窓口）

電話 03-5273-3103（直通） FAX 03-5273-3580